

令和7年 第10回 ふじみ野市農業委員会総会議事録

招集日時	令和7年10月24日	開会場所	ふじみ野市役所本庁舎3階 A301会議室					
開会の日時 及び宣告者	開 会	令和7年10月24日	午後1時30分	議長				
	閉 会	令和7年10月24日	午後1時52分	議長				
議 長	久保田 清							
No.	氏 名		出欠	No.	氏 名		出欠	
1	原 田 一		出	10	島 田 智 之		出	
2	堀 井 和 幸		出	11	横 山 明 仁		出	
3	井 上 一 浩		出	12	有 山 茂 幸		出	
4	内 田 晃 生		出	13	近 藤 広 巳		出	
5	谷 田 峰 男		出	14	久保田 清		出	
6	新 井 正 一		出	15	柳 川 嗣 於(最)		出	
7	岸 勇		出	16	内 田 輝 美(最)		出	
8	志 摩 勇		出	17	塩 野 弘 明(最)		出	
9	嶋 田 宏		出					
出席者数		農 業 委 員		定数	14名	出席者		14名
		農地利用最適化推進委員		定数	3名	出席者		3名
議 事 参 与 (説 明 者)				書 記				
葛籠貫 智 洋								
島 村 雄 大								
菅 井 健 吾								

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>令和7年10月24日</p> <p>議長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		ふじみ野市農業委員会会長は、令和7年10月24日、午後1時30分、ふじみ野市役所第本庁舎3階A301会議室に農業委員会を招集した。
日程第1	議長	議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。
日程第2	事務局	議事録署名委員に15番・16番委員を指名する。
日程第3	議長	日程第3、報告第23号、農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出に関する件、2件を報告します。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑はありますか。
	全委員	なし。
	議長	報告案件ですので、報告第23号について終了します。
日程第4	議長	日程第4、報告第24号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届に関する件、1件を報告します。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑はありますか。
	全委員	なし。
	議長	報告案件ですので、報告第24号について終了します。
日程第5	議長	日程第5、報告第25号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届に関する件、4件を報告します。
		本案件につきましては、関係する委員に関する報告となりますので、会議規則第10条の規定により、報告の終了まで、該当委員は退席しますので、よろしくお願ひします。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。

日程第6	議長	質疑はありますか。
	全委員	なし。
	議長	報告案件ですので、報告第12号について終了します。 該当委員は復席してください。
	議長	日程第6、議案第20号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について2件を議題とします。
	議長	1番の案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
	事務局	議案書朗読、説明。 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明とは、生産緑地の買取り申出を行う際に、亡くなった方や、病気・ケガなどで農業の継続が困難になった方、特定生産緑地に指定されてから10年経過した農地所有者が、その農地の「主たる従事者」であったことを証明するためのものになります。今回は買取り申出事由を生じた者が死亡し、買取り申出事由の生じた者が農業に従事していたかを承認する議案となります。 今後の流れについては、本案件が承認されると、相続人が市に対して買取り申出を行い、市が公園や緑地等として買取りしない場合は、市から農業委員会へ斡旋の依頼が行われます。そして買取希望が無い場合は生産緑地の行為制限が解除されることとなります。
	議長	現地調査を行った委員から説明をお願いします。
	12番委員	10月17日に11番委員と事務局2名の4名で現地調査を行いました。ふじみ野の一部農地については半分が野菜を耕作しており、半分がくるぶし位の草が生えていました。ふじみ野の一部農地については、かき、みかん、キウイの果樹が植わっており、くるぶし位の草が生えていました。農地の管理につ

	<p>議 長</p> <p>2 番委員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>12 番委員</p>	<p>いては、多少草が繁茂していましたが、致し方ないものと感じました。</p> <p>地元委員から説明をお願いします。</p> <p>1 2 番委員と内容がかぶりますが、ふじみ野の一部の農地については半分が野菜を耕作しており、半分が雑草の繁茂を確認しました。ふじみ野の一部の農地については、果樹が植わっており、所々雑草が繁茂していました。定期的に耕うんして雑草の管理をしていると思われます。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑等がなければ承認してよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>1 番の案件につきましては、承認することに決定します。</p> <p>次に、2 番の案件につきまして事務局朗読及び説明求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>この案件は買取り申出事由の生じた者が死亡したため、買取り申出事由の生じた者が「主たる従事者」として農業に従事していたかを承認する議案となります。</p> <p>今後の流れについては、本案件が承認されると、買取り申出者は市に対して買取り申出を行い、市が公園や緑地等として買取りしない場合は、農業委員会へ斡旋の依頼を行います。そして買取り希望が無い場合は特定生産緑地の行為制限が解除されることとなります。</p> <p>現地調査を行った委員から説明をお願いします。</p> <p>1 0 月 1 7 日に 1 1 番委員と事務局 2 名の 4 名で現地調査を行いました。この農地は急な法面の畑で、一部膝丈位の雑草</p>
--	---	---

	<p>議長 10番委員</p>	<p>が繁茂しており、一部トラクターで耕うんされています。管理が行き届いて印象を受けましたが、致し方ないと感じました。</p> <p>地元委員から説明をお願いします。</p> <p>10月20日に現地調査を行いました。一部膝丈位の雑草が繁茂しており、農地の中程がトラクターで耕うんされていました。今後草刈等を行って適正管理をすれば問題ないと感じました。</p>
	議長	質疑はありますか。
	全委員	なし。
	議長	質疑等がなければ承認してよろしいでしょうか。
	全委員	異議なし。
	議長	2番の案件につきましては、承認することに決定します。
	議長	<p>本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、令和7年第10回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>(終了 午後1時52分)</p>